

広島県告示第三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
尾長東三丁目二地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区		尾長東三丁目			七八三番一〇	標柱一号
					七八三番一三	標柱二号
					八八七番一三	標柱三号
	矢賀二丁目				甲一〇四二番四	標柱四号及び五号
	尾長東三丁目				七八三番一一地 先里道敷	標柱六号
					七八三番一一	標柱七号